

參考資料

(1) 令和4年度市町村歯周疾患検診調査結果

市町村名	対象者数(人)					受診者数(人)					受診結果(人)															口腔内の状況																				
	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	異常なし					要指導					要精検					一人平均残存歯数(本数)					喪失歯「あり」(人)					歯周炎を有する者(人)					24本以上百分の歯を有する者(人) 80歳は20本以上									
							計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳				
							率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率	率		
北九州市	48,696	10,692	14,181	11,042	12,781	2,910	541	614	584	1,171	176	32	25	33	86	636	146	159	140	191	2,098	363	430	411	894	29.4	26.6	22.4	24.0	1,181	63	118	237	763	1,759	289	350	348	772	2,511	538	601	523	849		
福岡市	82,427	22,734	25,406	17,442	16,845	1,653	751	156	594	152	70	36	7	18	9	304	142	30	96	36	1,279	573	119	480	107	28.2	27.6	27.0	23.5	427	63	45	211	108	982	407	100	386	89	1,556	750	150	554	102		
大牟田市	1,855	182	248	276	1,149	115	2	3	18	92	15	2	0	4	9	19	0	0	4	15	81	0	3	10	68	30.0	27.0	26.5	24.9	69	0	1	6	62	39	1	2	7	29	90	2	3	15	70		
久留米市	15,602	3,692	4,441	3,464	4,005	713	139	181	180	213	142	26	32	34	50	46	10	7	15	14	525	103	142	131	149	28.4	27.7	26.8	25.4	300	19	54	91	136	137	12	31	38	56	640	139	174	160	167		
直方市	2,863	663	765	608	827	52	10	10	10	22	19	4	3	5	7	14	2	6	2	4	19	4	1	3	11	28.6	28.1	28.1	24.3	4	0	0	1	3	14	2	1	3	8	48	10	10	10	18		
飯塚市	3,363			1,389	1,974	464			160	304	52			16	36	45			13	32	367				131	236			258	24.6	294			94	200	170		61	109	339			133	206		
柳川市	1,100	138	183	220	559	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1	0	0	0	0	0			29.0	28.0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	1
八女市	3,081	584	758	752	987	316	46	59	85	126	51	10	6	12	23	136	21	30	33	52	129	15	23	40	51	28.1	27.6	26.7	23.4	147	9	15	41	82	80	10	10	23	37	245	45	50	75	75		
筑後市	2,559	613	715	559	672	187	45	40	43	59	23	8	4	6	5	86	21	18	20	27	78	16	18	17	27	28.7	28.4	27.2	22.8	70	6	4	18	42	55	10	13	10	22	153	45	40	38	30		
大川市	1,761	347	438	418	558	92	17	21	21	33	16	3	2	4	7	4	0	2	1	1	72	14	17	16	25	28.3	28.0	27.3	25.5	50	6	9	12	23	65	11	15	16	23	85	17	21	20	27		
行橋市	3,910	839	1,095	888	1,088	75	28	21	23	3	24	9	5	8	2	16	5	6	4	1	35	14	10	11	0	28.6	27.2	27.4	24.3	46	12	14	17	3	45	16	14	14	1	0	72	28	20	22	2	
豊前市	1,314	228	365	299	422	25	3	1	7	14	7	2	0	4	1	0	0	0	0	0	18	1	1	3	13	28.3	29.0	28.7	25.7	7	0	1	1	5	17	0	1	3	13	22	3	1	7	11		
中間市	2,144	446	541	453	704	138	23	23	29	63	14	3	3	1	7	58	8	6	12	32	66	12	14	16	24	28.0	28.0	25.0	25.0	67	4	3	18	42	71	15	15	10	31	109	22	23	22	42		
筑紫野市	5,746	1,433	1,747	1,141	1,425	86	22	16	12	36	5	1	0	1	3	19	8	5	4	2	62	13	11	7	31	27.0	28.0	27.0	26.0	25	2	3	3	17	55	12	8	7	28	78	21	16	11	30		
春日市	6,057	1,480	1,904	1,393	1,280	292	71	87	65	69	47	18	12	5	12	128	30	41	31	26	117	23	34	29	31	28.0	27.0	27.0	25.0	85	4	20	23	38	68	7	20	17	24	268	70	83	61	54		
大野城市	5,368	1,378	1,673	1,188	1,129	509	131	147	111	120	25	6	8	7	4	92	29	27	20	16	392	96	112	84	100	28.3	27.9	27.0	25.5	160	7	35	44	74	346	76	97	79	94	469	131	142	102	94		
宗像市	5,096	1,220	1,323	1,134	1,419	633	126	130	141	236	49	14	13	7	15	121	31	21	37	32	463	81	96	97	189	28.0	27.0	27.0	25.0	229	7	29	52	141	389	63	83	81	162	564	124	126	126	188		
大宰府市	3,725	862	1,193	763	907	330	76	82	54	118	35	8	11	9	7	66	22	23	10	11	229	46	48	35	100	28.4	27.6	26.0	24.9	24	5	3	5	11	199	36	41	33	89	282	76	79	44	83		
古賀市	3,258	780	917	724	837	222	39	62	50	71	32	5	8	10	9	46	6	16	9	15	144	28	38	31	47	28.2	27.7	27.0	25.6	135	19	35	32	49	0	0	0	0	0	203	39	62	48	54		
福津市	3,536	1,019	973	695	849	299	72	73	70	84	31	8	6	8	9	55	15	16	16	8	213	49	51	46	67	28.2	28.0	26.8	26.2	18	1	3	6	8	57	8	13	15	21	273	72	71	63	67		
うきは市	1,490	312	381	344	453	184	31	39	36	78	27	6	4	5	12	7	0	1	0	6	150	25	34	31	60	28.5	27.4	25.7	23.8	115	8	16	26	65	60	11	13	12	24	149	30	38	30	51		
宮若市	1,724	287	347	313	502	275	8	4	2	0	1	1	0	0	0	3	2	0	1	0	4	1	2	1	0	29.3	27.5	27.0		2	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
嘉麻市	1,948	389	417	449	693	152	26	27	43	56	25	5	3	5	12	32	9	6	10	7	95	12	18	28	37	27.7	27.4	26.5	24.3	43	6	3	12	22	78	10	17	25	26	125	23	24	40	38		
糸島市	5,674	1,326	1,527	1,232	1,589	584	136	153	130	165	42	11	11	11	9	74	23	23	11	17	468	102	119	108	139	28.3	27.6	26.8	24.3	242	15	41	65	121	197	39	49	44	65	538	134	146	115	143		
那珂川市	2,645	671	833	555	586	15	1	3	4	7	10	0	3	0	7	1	0	0	1	0	4	1	0	3	0	28.0	28.0	27.5	26.0	15	1	3	4	7	0	0	0	0	0	13	1	3	4	5		
						0.6%	0.1%	0.4%	0.7%	1.2%	66.7%	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	6.7%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	26.7%	100.0%	0.0%	75.0%	0.0%					100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	86.7%	100.0%	100.0%	100.0%	71.4%		

市町村名	対象者数(人)					受診者数(人)					受診結果(人)															口腔内の状況																														
	計	40歳				50歳				60歳				70歳				80歳				異常なし					要指導					要精検					一人平均残存歯数(本数)					喪失歯「あり」(人)					歯周炎を有する者(人)					24本以上百分の歯を有する者(人) 80歳は20本以上				
		40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳	計	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳								
		0.5%	0.9%	0.2%	0.6%	0.5%	50.0%	33.3%	100.0%	50.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	25.0%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	28.0	28.0	28.0	27.0	4	1	0	1	2	0	0	0	0	0	8	3	1	2	2																
篠栗町	1,607	350	517	356	384	8	3	1	2	2	4	1	1	1	1	2	0	0	1	1	1	2	0	0	1	1	28.0	28.0	28.0	27.0	4	1	0	1	2	0	0	0	0	0	8	3	1	2	2											
志免町	1,932	663	820	449		8	4	2	2		2	1	1	1		3	1	1	1			3	2	0	1		28.3	28.0	28.0		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	8	4	2	2											
須恵町	1,132	429	479	224		41	15	15	11		3	1	2	0		4	2	2	0			34	12	11	11		27.7	26.6	24.8		16	4	7	5		18	6	6	6		37	15	13	9												
新宮町	1,819	515	581	267	244	212	143	38	46	29	30	0	34	15	9	5	5	0	42	11	11	9	11	0	67	12	26	15	14	0	28.3	27.6	27.1	25.1	44	4	12	12	16	0	37	9	15	6	7	0	119	33	39	25	22	0				
久山町	537	127	119	78	126	87	113	20	19	22	35	17	40	5	6	9	15	5	47	7	9	10	13	8	26	8	4	3	7	4	27.3	27.4	25.9	23.5	20.0	69	5	5	16	30	13	26	1	6	6	8	5	84	19	17	18	23	7			
粕屋町	2,098	799	875	424		137	64	45	28		23	10	10	3		39	21	14	4			75	33	21	21		28.3	27.3	25.9		72	33	24	15		14	9	4	1		131	63	42	26												
芦屋町	714	143	216	155	200	25	4	4	6	11	4	0	1	2	1	10	0	1	3	6		11	4	2	1	4	28.0	29.0	28.7	28.7	10	1	0	4	5		2	1	1	0	0	21	4	4	5	8										
水巻町	1,491	345	360	324	462	60	19	8	14	19	4	1	1	2	0	29	9	2	7	11		27	9	5	5	8	28.2	26.0	27.2	23.4	25.0	27	4	3	6	14		0	0	0	0	0	50	19	8	13	10									
岡垣町	1,630	363	453	334	480	126	21	31	31	43	17	3	2	2	10	21	4	6	3	8		88	14	23	26	25	27.9	27.9	27.4	24.0	50	4	6	9	31		8	0	2	1	5	109	20	30	29	30										
遠賀町	996	212	281	181	322	58	13	11	8	26	2	0	0	0	2	18	4	4	2	8		38	9	7	6	16	29.5	28.2	25.8	25.2	23	1	1	3	8		36	7	6	5	18	51	13	11	7	20										
小竹町	447	65	93	77	128	84	4	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	2	0	2	28.0		25.0		4	0	2	0	2	0	0	0	0	0	3	0	2	0	1	0										
鞍手町	894	185	199	208	302	17	0	3	2	12	8	0	2	0	6	3	0	1	0	2		6	0	0	2	4		15.0	21.0	23.9		16	0	2	2	12		6	0	0	2	4	9	0	0	1	8									
桂川町	705	136	177	160	232	92	8	19	21	44	11	0	4	2	5	51	6	12	12	21		30	2	3	7	18	28.0	26.0	27.0	25.0	19	1	5	5	8		55	5	8	12	30	74	7	14	19	34										
大木町	736	151	197	181	207	69	9	22	15	23	16	3	7	1	5	14	2	3	5	4		39	4	12	9	14	27.6	28.4	27.4	20.9	35	1	7	7	20		21	1	7	4	9	58	9	22	15	12										
広川町	976	237	221	227	291	36	8	5	10	13	1	0	0	1	0	22	4	4	7	7		13	4	1	2	6	28.0	28.0	27.0	21.0	17	2	1	3	11		35	8	5	9	13	28	8	5	9	6										
大任町	301	65	66	50	91	29	5	0	0	5	0	0	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0				25.0	5	0	0	0	5	0	3	0	0	3	0	0	0	3	0											
福智町	389	47	62	66	214	27	3	6	3	15	6	0	2	1	3	15	3	2	1	9		6	0	2	1	3	28.0	27.0	27.0	25.0	17	1	1	2	13		6	0	1	1	4	20	3	6	2	9										
苅田町	2,148	535	508	355	425	325	249	43	32	45	73	56	24	7	2	4	6	5	36	8	3	9	10	6	189	28	27	32	57	45	28.5	27.5	26.5	23.4	20.9	120	6	7	16	45	46	181	26	23	33	56	43	193	41	29	39	48	36			
みやこ町	930	174	227	191	338	29	2	6	7	14	12	1	1	3	7	12	1	3	3	5		5	0	2	1	2	28.0	27.6	28.0	27.5	7	0	1	2	4		1	0	1	0	0	22	2	6	7	7										
吉富町	340	74	103	78	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0					0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0											
葉上町	1,114	176	223	184	286	245	4	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	4	0			26.7	4	0	0	0	4	0	3	0	0	0	3	0	4	0	0	0	4	0								
計	239,878	58,106	69,148	52,310	59,057	1,257	11,307	2,614	2,227	2,729	3,664	73	1,149	266	217	249	407	10	2,383	613	521	568	667	14	7,775	1,733	1,489	1,913	2,591	49	1101.9	1119.8	1121.9	1018.2	40.9	4,304	325	540	1,128	2,252	59	5,335	1,108	978	1,318	1,883	48	9,874	2,587	2,136	2,454	2,654	43			
	100.0%	24.22%	28.83%	21.81%	24.62%	0.52%	4.7%	4.5%	3.2%	5.2%	6.2%	5.8%	10.2%	10.2%	9.7%	9.1%	11.1%	13.7%	21.1%	23.5%	23.4%	20.8%	18.2%	19.2%	68.8%	66.3%	66.9%	70.1%	70.7%	67.1%	28.3	27.3	26.7	24.8	20.5	38.1%	12.4%	24.2%	41.3%	61.5%	80.8%	47.2%	42.4%	43.9%	48.3%	51.4%	65.8%	87.3%	99.0%	95.9%	89.9%	72.4%	58.9%			

10.158	2.346	2.010	2.481	3.258	63
89.8%	89.7%	90.3%	90.9%	88.9%	86.3%
要指導+要精検					

※一人平均残存歯数(本数)	40歳	50歳	60歳	70歳	80歳
合計	1101.9	1119.8	1121.9	1018.2	40.9
市町村数	39	41	42	41	2
平均	28.3	27.3	26.7	24.8	20.5

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」の現状値

歯周炎を有する者(現状値)	県	
	R4	R3
40歳	42.4%	43.3%
60歳	48.3%	56.5%

(2) 令和3年度乳幼児歯科健康診査結果（市町村別）

◆「1歳6か月児健康診査」

対象者数 40,075 人、受診者数 31,889 人

保健所別	市町村名	受診率 (%)	一人平均 う歯数 (本)	う蝕 有病率 (%)	保健所別	市町村名	受診率 (%)	一人平均 う歯数 (本)	う蝕 有病率 (%)	
北九州市	北九州市	75.84	0.04	1.13	北筑後	小郡市	99.75	0.02	1.28	
	福岡市	63.98	0.10	1.56		うきは市	99.45	0.01	0.55	
久留米市	久留米市	86.78	0.08	2.40		朝倉市	96.28	0.01	1.05	
筑紫	筑紫野市	89.14	0.02	0.88		大刀洗町	84.24	0.01	0.65	
	春日市	88.75	0.03	0.89		筑前町	95.71	0.00	0.00	
	大野城市	97.00	0.04	1.28		東峰村	100.00	0.00	0.00	
	太宰府市	92.93	0.01	0.76		南筑後	大牟田市	83.06	0.07	3.01
	那珂川市	97.57	0.04	1.13	八女市		98.77	0.03	1.00	
粕屋	古賀市	99.61	0.03	1.38	筑後市		98.55	0.02	0.74	
	宇美町	96.18	0.02	0.66	柳川市		97.41	0.04	0.97	
	篠栗町	98.39	0.02	0.41	みやま市		102.56	0.03	1.00	
	志免町	96.58	0.03	0.94	大川市		98.90	0.04	1.67	
	須恵町	95.60	0.00	0.38	広川町		97.67	0.00	0.00	
	新宮町	96.47	0.01	0.28	大木町		88.57	0.04	2.15	
	久山町	97.80	0.03	1.12	京築		行橋市	82.83	0.10	3.49
	粕屋町	96.60	0.01	0.53			苅田町	73.87	0.04	1.31
糸島	糸島市	97.89	0.01	0.27		みやこ町	94.51	0.00	0.00	
	宗像・遠賀	宗像市	97.07	0.03		1.05	豊前市	94.48	0.03	1.46
宗像・遠賀	福津市	99.06	0.03	0.27		築上町	90.99	0.03	0.99	
	中間市	95.13	0.01	0.79		吉富町	95.83	0.00	0.00	
	芦屋町	93.33	0.05	2.04		上毛町	100.00	0.00	0.00	
	水巻町	93.20	0.04	2.08	福岡県	79.57	0.05	1.33		
	岡垣町	98.61	0.00	0.47	全国	92.92	0.02	0.81		
	遠賀町	87.04	0.00	0.00						
	嘉穂・鞍手	飯塚市	78.13	0.05	1.55					
嘉麻市		90.86	0.11	3.55						
直方市		51.23	0.04	1.20						
宮若市		92.22	0.00	0.00						
鞍手町		98.55	0.09	1.47						
小竹町		88.00	0.18	4.55						
桂川町		93.91	0.03	2.78						
田川	田川市	85.22	0.04	2.38						
	香春町	90.91	0.00	0.00						
	添田町	78.13	0.08	4.00						
	糸田町	75.56	0.29	8.82						
	川崎町	80.26	0.03	1.64						
	大任町	80.26	0.03	1.64						
	赤村	72.22	0.00	0.00						
	福智町	48.11	0.02	1.96						

前年度の対象者が受診している場合、受診率が100%を超えています。

一部自治体において、報告に誤りがあったため、地域保健・健康増進事業報告（厚生労働省）と値が異なります。

◆「3歳児健康診査」

対象者数 42,038人、受診者数 37,658人

保健所別	市町村名	受診率 (%)	一人平均 う歯数 (本)	う蝕 有病率 (%)	保健所別	市町村名	受診率 (%)	一人平均 う歯数 (本)	う蝕 有病率 (%)
北九州市	北九州市	73.47	0.48	13.17	北筑後	小郡市	97.59	0.19	6.97
	福岡市	95.56	0.26	8.79		うきは市	100.00	0.40	11.64
	久留米市	82.87	0.73	17.38		朝倉市	96.08	0.39	13.04
筑紫	筑紫野市	98.36	0.24	8.48		大刀洗町	81.78	0.37	8.57
	春日市	92.01	0.37	11.84		筑前町	98.08	0.22	8.59
	大野城市	101.47	0.30	10.07		東峰村	100.00	0.38	15.38
	太宰府市	99.50	0.40	14.93		南筑後	大牟田市	81.60	0.55
	那珂川市	98.58	0.43	14.40	八女市		94.99	0.22	7.57
粕屋	古賀市	100.00	0.29	9.33	筑後市		101.39	0.21	9.36
	宇美町	99.09	0.37	11.66	柳川市		99.34	0.45	16.00
	篠栗町	99.68	0.34	10.36	みやま市		98.76	0.44	12.55
	志免町	100.00	0.33	12.01	大川市		96.17	0.26	10.95
	須恵町	98.68	0.24	8.70	広川町		97.28	0.22	9.79
	新宮町	98.59	0.27	9.14	大木町	90.32	0.54	16.07	
	久山町	96.52	0.16	9.01	京築	行橋市	76.04	0.58	19.67
	粕屋町	98.51	0.25	7.55		苅田町	66.04	0.33	9.91
糸島	糸島市	98.71	0.29	9.36		みやこ町	95.74	0.58	20.00
	宗像・遠賀	宗像市	99.16	0.28		8.76	豊前市	92.57	0.33
福津市		101.10	0.19	7.32		築上町	88.98	0.40	14.29
中間市		91.76	0.40	13.68		吉富町	86.79	0.33	15.22
芦屋町		91.58	0.45	10.34		上毛町	100.00	0.15	7.69
水巻町		92.75	0.45	13.02	福岡県	89.58	0.36	11.24	
岡垣町		93.12	0.42	12.17	全国	92.92	0.33	10.20	
遠賀町		68.09	0.27	10.94					
嘉穂・鞍手		飯塚市	80.20	0.38	12.66				
	嘉麻市	83.68	0.36	10.50					
	直方市	52.30	0.52	14.35					
	宮若市	92.43	0.38	11.11					
	鞍手町	98.98	0.60	13.40					
	小竹町	86.67	0.58	11.54					
	桂川町	96.91	0.13	4.26					
田川	田川市	86.96	0.76	23.67					
	香春町	96.88	1.00	24.19					
	添田町	94.12	0.85	22.92					
	糸田町	76.14	1.00	25.37					
	川崎町	93.64	0.65	22.33					
	大任町	73.08	0.74	15.79					
	赤村	68.00	0.53	17.65					
	福智町	36.47	0.61	17.74					

前年度の対象者が受診している場合、受診率が100%を超えています。

(3) 令和4年度学校歯科健康診断結果（保健所管轄別）

『筑紫』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率(%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	4,390	14.84	14.99	0.04	2.73	6.16	0.77	10.71
小学校2年	4,363	15.18	22.97	0.07	4.42	8.86	0.71	12.66
小学校3年	4,436	17.21	29.00	0.19	9.94	11.95	0.98	16.01
小学校4年	4,549	16.81	26.99	0.21	11.74	13.49	1.61	14.72
小学校5年	4,550	12.30	23.74	0.32	14.24	15.70	1.93	16.17
小学校6年	4,685	9.99	18.23	0.42	18.09	15.71	3.21	14.44
中学校1年	4,150	10.51	23.40	0.75	30.40	20.60	4.13	17.16
中学校2年	4,269	11.60	24.49	0.94	33.33	21.50	4.72	20.13
中学校3年	4,112	11.25	30.03	1.20	38.09	25.64	5.47	21.25

『粕屋』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率(%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	3,036	16.94	14.48	0.10	4.10	6.83	0.70	8.56
小学校2年	3,170	18.73	19.69	0.16	7.09	8.92	1.19	10.40
小学校3年	3,201	22.76	27.68	0.35	16.47	10.56	1.99	11.50
小学校4年	3,236	20.86	29.93	0.40	19.62	10.52	1.49	14.71
小学校5年	3,202	19.28	26.70	0.51	23.92	11.48	2.03	12.46
小学校6年	3,335	14.26	25.28	0.60	28.05	10.24	2.20	11.90
中学校1年	3,014	11.07	19.40	0.56	24.21	16.34	3.60	16.99
中学校2年	2,941	10.97	18.23	0.75	26.80	17.02	3.82	21.28
中学校3年	3,027	13.07	23.47	0.96	31.68	17.90	4.14	22.00

『糸島』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率(%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	143	24.86	39.31	0.03	2.99	7.02	0.00	13.21
小学校2年	142	26.00	43.26	0.17	12.66	14.16	0.00	10.31
小学校3年	159	25.41	45.35	0.33	17.15	10.59	0.00	13.30
小学校4年	133	24.52	44.46	0.40	21.36	17.35	2.79	10.21
小学校5年	159	19.08	48.45	0.73	33.48	14.39	5.01	13.69
小学校6年	141	14.33	37.32	0.81	39.22	17.32	0.65	19.97
中学校1年	471	11.57	18.81	0.68	29.74	18.67	0.00	12.56
中学校2年	428	16.06	19.99	0.96	34.10	21.42	0.48	14.71
中学校3年	453	15.50	25.23	1.13	37.43	17.60	0.45	20.79

- ※ DMFTとは、永久歯1人平均う歯等数（う蝕経験歯数）のこと。
永久歯の未処置歯、処置歯、喪失歯の総合計本数／被験者数（本数）
- ※ DMF者率とは、永久歯う蝕経験者率のこと。
永久歯の未処置歯、処置歯、喪失歯の経験をしたことのある人数の合計／被験者数×100（%）
- ※ G O者（歯周疾患要観察者）とは、歯肉に軽度の炎症症状が認められるが、歯石沈着は認められず、注意深いブラッシングをおこなうことによって炎症症状が消退するような歯肉の状態の者。
- ※ G者（歯周疾患のある者）とは、歯科医師による歯肉炎、歯周炎の診断がされ、治療を要する程度の歯周疾患のある者のこと。
- ※ C O（要観察歯）とは、う蝕の初期症状の疑いがある歯。白濁や褐色斑が認められるが、エナメル質の軟化や実質欠損が確認できない歯のこと。
- ※ 「未処置歯のある者の率」「処置完了者率」「C O保有者率」は乳歯と永久歯を加えたもの。

『宗像・遠賀』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率 (%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	2,173	20.45	16.80	0.03	1.97	3.58	0.60	12.93
小学校2年	2,182	22.11	20.91	0.06	4.34	7.44	1.65	15.37
小学校3年	2,120	21.21	24.67	0.29	9.39	6.69	2.42	15.34
小学校4年	2,132	25.15	27.16	0.32	15.10	7.91	2.60	16.63
小学校5年	2,187	20.39	17.83	0.38	16.40	8.09	4.85	13.16
小学校6年	2,116	15.95	15.75	0.60	19.84	11.95	4.48	17.50
中学校1年	1,848	11.81	23.77	0.91	34.31	14.20	1.41	17.58
中学校2年	1,756	18.43	22.86	1.14	38.26	15.26	2.08	18.81
中学校3年	1,656	17.10	31.22	1.64	45.88	19.60	2.12	22.62

『嘉穂・鞍手』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率 (%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	2,157	28.00	17.23	0.08	5.74	2.69	0.38	7.06
小学校2年	2,130	33.21	26.11	0.21	11.56	4.45	0.07	9.70
小学校3年	2,202	33.96	25.01	0.30	16.87	6.32	0.26	12.92
小学校4年	2,277	30.43	27.39	0.40	20.68	7.99	0.74	12.41
小学校5年	2,224	25.41	23.54	0.58	26.91	9.21	0.37	11.38
小学校6年	2,270	21.01	17.19	0.63	26.29	7.75	0.55	12.66
中学校1年	2,149	21.79	21.02	1.11	39.75	14.62	3.52	16.96
中学校2年	2,089	25.75	25.20	1.60	45.34	14.60	4.18	18.57
中学校3年	2,130	27.89	25.76	1.75	47.99	14.29	3.94	20.87

『田川』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率 (%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	906	37.63	26.73	0.16	9.25	7.63	0.40	10.67
小学校2年	972	44.22	33.04	0.32	15.87	13.76	1.09	15.72
小学校3年	943	40.38	32.14	0.46	24.96	11.37	1.65	21.29
小学校4年	948	41.60	34.79	0.76	32.50	16.71	2.01	20.01
小学校5年	978	33.42	29.99	0.80	34.79	17.06	2.90	23.70
小学校6年	1,014	23.95	25.73	0.77	33.44	17.53	1.46	23.33
中学校1年	929	27.93	20.93	1.29	41.67	18.33	2.23	16.05
中学校2年	890	29.49	21.92	1.63	45.95	16.41	4.12	18.45
中学校3年	916	30.12	26.84	2.08	51.97	15.10	4.90	21.01

『北筑後』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率 (%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	669	21.09	22.40	0.09	5.03	3.52	0.92	6.83
小学校2年	672	28.13	24.58	0.17	11.36	6.74	1.48	12.05
小学校3年	759	22.60	32.78	0.34	16.99	13.70	1.34	18.58
小学校4年	750	26.26	37.04	0.57	27.73	12.63	1.67	20.86
小学校5年	694	23.47	33.02	0.84	31.33	14.32	2.21	20.51
小学校6年	725	19.39	23.77	0.92	33.88	13.44	4.97	18.22
中学校1年	678	28.18	20.77	1.27	42.09	11.12	2.04	7.46
中学校2年	659	25.23	23.78	1.29	43.11	6.99	2.16	10.95
中学校3年	632	23.71	23.89	1.38	42.46	12.06	3.31	8.50

『南筑後』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率 (%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	2,491	27.36	15.10	0.03	4.48	4.87	0.26	8.94
小学校2年	2,561	28.83	21.33	0.13	8.66	7.68	1.35	10.22
小学校3年	2,537	28.10	25.02	0.22	13.49	10.30	1.23	11.34
小学校4年	2,660	27.68	26.86	0.36	20.08	9.60	1.80	11.93
小学校5年	2,631	24.13	24.13	0.46	24.06	9.04	2.13	12.46
小学校6年	2,813	17.72	19.50	0.62	25.08	11.51	2.51	12.49
中学校1年	2,054	19.61	14.51	0.81	31.60	15.75	3.15	17.48
中学校2年	2,013	20.68	15.44	1.06	35.12	15.86	2.34	23.23
中学校3年	2,013	23.28	18.68	1.42	42.31	15.26	2.05	23.16

『京築』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率 (%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	374	30.34	27.03	0.09	7.32	1.55	0.00	9.67
小学校2年	375	22.64	28.78	0.20	10.23	4.40	1.43	5.58
小学校3年	393	32.96	30.26	0.46	24.37	7.02	2.50	27.31
小学校4年	375	38.07	43.18	0.86	40.58	11.51	0.30	21.11
小学校5年	385	26.32	30.26	0.61	28.44	12.00	0.91	23.82
小学校6年	375	27.12	28.44	1.31	45.36	13.36	2.46	17.62
中学校1年	297	16.50	32.66	1.08	42.24	1.66	0.72	12.16
中学校2年	265	13.47	25.60	1.15	38.27	3.37	0.44	19.64
中学校3年	339	24.71	42.19	1.80	54.66	9.49	1.72	18.26

政令市等

『北九州市』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率 (%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	7,074	22.83	15.63	0.09	4.17	7.64	0.42	10.37
小学校2年	6,982	24.94	22.59	0.19	9.66	11.13	1.01	12.64
小学校3年	7,020	24.90	27.00	0.32	15.96	14.88	1.43	16.10
小学校4年	7,184	26.35	31.53	0.50	21.33	0.50	21.33	15.55
小学校5年	7,421	21.13	27.93	0.57	25.93	15.92	2.41	16.01
小学校6年	7,342	16.38	24.01	0.67	28.99	17.12	2.67	15.54
中学校1年	6,837	17.98	21.64	1.05	37.20	16.40	2.35	15.71
中学校2年	6,653	20.28	23.98	1.33	43.98	17.85	2.83	16.54
中学校3年	6,744	21.43	25.46	1.58	47.02	17.96	3.53	18.98

『福岡市』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率 (%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	13,394	14.41	15.79	-	-	-	-	-
小学校2年	13,121	16.01	20.18	-	-	-	-	-
小学校3年	13,327	16.07	23.31	-	-	-	-	-
小学校4年	12,866	17.04	27.27	-	-	-	-	-
小学校5年	12,936	14.84	23.00	-	-	-	-	-
小学校6年	13,175	11.35	17.52	0.44	-	-	-	-
中学校1年	11,988	13.11	17.20	0.70	-	-	-	-
中学校2年	11,570	14.43	18.47	-	-	-	-	-
中学校3年	11,542	16.25	20.27	-	-	-	-	-

『久留米市』

	被験者数 (人)	未処置歯 のある者 の率 (%)	処置完了 者率 (%)	DMFT 指数(本)	DMF者 率 (%)	G O者率 (%)	G者率 (%)	C O保有 者率 (%)
小学校1年	2,536	20.26	21.97	0.07	4.12	3.55	0.26	4.76
小学校2年	2,529	22.90	27.03	0.19	10.70	4.97	0.83	7.09
小学校3年	2,629	27.19	30.93	0.30	16.09	8.98	1.32	8.05
小学校4年	2,566	25.19	32.89	0.52	22.74	11.09	1.76	9.49
小学校5年	2,541	22.91	30.62	0.62	29.22	13.55	2.77	9.97
小学校6年	2,604	18.18	23.50	0.75	27.59	12.39	2.80	10.61
中学校1年	2,369	14.89	18.17	0.79	30.66	20.11	3.69	12.84
中学校2年	2,314	17.23	19.73	1.07	34.55	19.49	4.86	13.72
中学校3年	2,217	18.72	23.40	1.25	39.39	18.32	3.51	12.31

調査票 3 (市)

市町村名	8 寝たきり高齢者等					9 普及啓発活動等					10 休日歯科応急診療				11 保健センター等の設置			12 歯科技術職員 (R5年3月31日現在)		
	歯科診療等			訪問口腔衛生指導		歯と口の健康週間		その他健康展等			開設日				診療体制	口腔保健センター等	保健センター等	口腔保健室等	歯科医師	歯科衛生士 ☆非常勤
	訪問診療	センター等	対象年齢		対象年齢	展示等	健診相談	展示等	健診相談	事業名	祝休日	年末年始 (期間)	盆期間	準夜	輪:輪番制、固:固定制 数値は、開設施設数	障:障がい者歯科診療 休:休日歯科診療 高:高齢者歯科診療 他:その他	○:歯科診療室あり △:歯科診療室なし	○:設置 △:未設置		
北九州市	各歯科医療機関が医療保険・介護保険で実施					○	○	○		市政情報コーナー	○	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		固1(北九州市立夜間休日急患センター) (なお、年末年始4日間(12/31~1/3)のみ、区毎に診療体制あり輪7)		△	△	1 (R5年度採用予定)	☆4
福岡市						○		○	○	・出前講座 ・お口の健康推進講座 ・歯科講演会	○	○(12/31~1/3)	○(8/13~15)		固1(福岡市歯科急患診療所)		△	△	1	☆1
大牟田市						○	○	○	○	・歯の祭典(縮小) ・みんなの健康展(中止) ・歯の健康フェア	○	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		輪1		△	△	0	☆3
久留米市						○	○				○	○(12/29~1/3)			輪1 (ただし、年末年始、ゴールデンウィークは輪2)				0	1
直方市				○	65歳以上	○		○		かみかみ百歳体操サポーター養成講座	○(10日間・GW期間5/3~5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1	障・休:筑豊口腔保健センター			0	0
飯塚市						○		○		みんなの健康福祉のつどい2022	○(GW期間5/3~5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1		△ 飯塚市保健センター	△	0	0
田川市						○ ポスター掲示					○(GW期間5/3~5)	○(12/31~1/3)			輪1		△	△	0	0
柳川市						○					○	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		祝休日:固1(柳川山門歯科保健センター診療所) 年末年始、盆、ゴールデンウィーク:輪1		△	△	0	0
八女市						○ ポスター掲示					○	○(12/31~1/3)	○(8/13~15)		輪1 (ただし、年末年始、盆、ゴールデンウィークは輪2)		△	△	0	0
筑後市						○					○	○(12/31~1/3)	○(8/13~15)		輪1 (ただし、年末年始、盆、ゴールデンウィークは輪2)		△	△	0	0
大川市						ポスター掲示					○(GW期間5/3~5)	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		輪1			△	0	0
行橋市						○		○	○	歯と口の健康フェア(京都歯科医師会、苅田町・みやこ町と合同開催)	○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(行橋京都休日・夜間急患センター)		△	△	0	0
豊前市						○ ポスター掲示					○	○(12/31~1/3)	○(8/13~15)		固1(豊築メディカルセンター内 豊築休日急患センター)		△	△	0	0
中間市						○					○(GW期間5/3~5)	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		輪1			○	0	0
小郡市						○ ポスター掲示					○(GW期間5/3~5/5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1				0	0
筑紫野市						○				歯と口の健康週間における保健福祉センターでの展示	○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所)	休:口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所	△	△	0	0
春日市						○		○	中止		○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所)	休:口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所	△	△	0	0
大野城市						○ ポスター掲示		○	○	健康・食育フェスティバル(健康展)	○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所)	休:口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所	△	△	0	0
宗像市						○					○(GW期間5/3~5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪2			△	0	0
太宰府市						○ ポスター掲示					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所)	休:口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所	△	△	0	0
古賀市						○					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(粕屋中南部休日診療所)				0	0
福津市						○					○(GW期間5/3~5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪2		○ 福津市健康福祉総合センター内に 歯科の診療室あり。(乳幼児健診時 に使用)		0	0
うきは市						○ 小学生によるむし歯予防ポスター展		○	○	無料歯科検診(「いい歯」週間に浮羽歯科医師会にて実施)	○(GW期間5/3~5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1				0	0
宮若市						○ ポスター掲示					○(10日間)	○(12/30~1/3)	○(8/13~16)		輪1	障:筑豊口腔保健センター	△	△	0	0
嘉麻市						○ 庁舎デジタルサイネージでの事業周知					○(GW期間5/3~5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1		△	△	0	0
朝倉市						○		○	○	「歯ミグ21inあさくら」 (歯科医師会に後援)	○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1			△	0	0
みやま市						○				啓発ポスターの貼付	○	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		祝休日:固1(柳川山門歯科保健センター診療所) 年末年始、盆、ゴールデンウィーク:輪1				0	0
糸島市						○		○	○	「歯と健康のつどい」(歯科医師会と共催)	○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(糸島口腔保健センター内 歯科休日急患診療所)	休:糸島口腔保健センター			0	0
那珂川市						○					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所)	休:口腔保健センターちくし休日急患歯科診療所			0	0
市小計	1	0	0	1	1	29	3	10	7	12	29	29	27	0	29	障害者歯科診療(2) 休日歯科診療(6)	歯科診療室あり(1) 歯科診療室なし(16)	設置(1) 未設置(19)	2	9

調査票 3 (町村)

市町村名	8 寝たきり高齢者等					9 普及啓発活動等					10 休日歯科応急診療				11 保健センター等の設置			12 歯科技術職員 (R5年3月31日現在)		
	歯科診療等			訪問口腔衛生指導		歯と口の健康週間		その他健康展等			開設日			診療体制	口腔保健センター等	保健センター等	口腔保健室等	歯科医師	歯科衛生士 ☆非常勤	
	訪問診療	センター等	対象年齢		対象年齢	展示等	健診相談	展示等	健診相談	事業名	祝休日	年末年始 (期間)	盆期間	準夜	輪: 輪番制、固: 固定制 数値は、開設施設数	障: 障害者歯科診療 休: 休日歯科診療 高: 高齢者歯科診療 他: その他	○: 歯科診療室あり △: 歯科診療室なし			○: 設置 △: 未設置
宇美町						○ ポスター掲示					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(粕屋中南部休日診療所)		△	△	0	0
篠栗町						○					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(粕屋中南部休日診療所)		△	△	0	0
志免町						○ ポスター掲示					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(粕屋中南部休日診療所)		△	△	0	0
須恵町						○					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(粕屋中南部休日診療所)				0	0
新宮町						○ ポスター掲示					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(粕屋中南部休日診療所)		△		0	0
久山町						○					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(粕屋中南部休日診療所)		○	△	0	0
粕屋町						○		○	健康かすや21週間		○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(粕屋中南部休日診療所)		△	△	0	0
芦屋町						○ ポスター掲示					○(GW期間5/3~5)	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		輪1				0	0
水巻町						○ ポスター掲示					○(GW期間5/3~5)	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		輪1				0	0
岡垣町						○					○(GW期間5/3~5)	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		輪1				0	0
遠賀町						○ ポスター掲示					○(GW期間5/3~5)	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		輪1				0	0
小竹町			○	必要に応じ		○					○(10日間・GW期間5/3~5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1				0	0
鞍手町						○					○(10日間・GW期間5/3~5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~16)		輪1	障: 筑豊口腔保健センター	△	△	0	0
桂川町						○					○(GW期間5/3~5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1		△	△	0	0
筑前町						○					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1				0	0
東峰村						○					○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1		△	△	0	0
大刀洗町						○			ドリームまつりの健康展 (かむ力、咀嚼力維持のための展示、ガムを使ったかむ力測定)		○(GW期間5/3~5/5)	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		輪1		△	△	0	0
大木町						○					○(GW期間5/3~5)	○(12/29~1/3)	○(8/13~15)		輪1		△	△	0	0
広川町						○					○	○(12/31~1/3)	○(8/13~15)		輪1 (ただし、年末年始、盆、ゴールデン ウィークは輪2)				0	0
香春町						○					○(GW期間5/3~5)	○(12/31~1/3)			輪1		△	△	0	0
添田町						○ ポスター掲示					○(GW期間5/3~5)	○(12/31~1/3)			輪1				0	0
糸田町						○ ポスター掲示		○	健康まつり		○(GW期間5/3~5)	○(12/31~1/3)			輪1		△ 保健センター	△	0	0
川崎町						○ ポスター掲示					○(GW期間5/3~5)	○(12/31~1/3)			輪1		△	△	0	0
大任町						○ ポスター掲示	○				○(GW期間5/3~5)	○(12/31~1/3)			輪1				0	0
赤村						○ ポスター掲示					○(GW期間5/3~5)	○(12/31~1/3)			輪1		△ 赤村保健センター	△	0	0
福智町						○		○	ポスター掲示・広報にて啓発		○(GW期間5/3~5)	○(12/31~1/3)			輪1		△	△	0	0
苅田町						○		○	広報にて啓発		○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(行橋京都休日・夜間急患センター)		△	△	0	0
みやこ町						○		○			○	○(12/30~1/3)	○(8/13~15)		固1(行橋京都休日・夜間急患センター)				0	0
吉富町						○ ポスター掲示					○	○(12/31~1/3)	○(8/13~15)		固1(豊築メディカルセンター内 豊築 休日急患センター)		△	△	0	0
上毛町						○ ポスター掲示					○	○(12/31~1/3)	○(8/13~15)		固1(豊築メディカルセンター内 豊築 休日急患センター)		△	○ 保健指導室の中に歯 科診療のためのユニ ットがある。	0	0
築上町						○ ポスター掲示					○	○(12/31~1/3)	○(8/13~15)		固1(豊築メディカルセンター内 豊築 休日急患センター)		△	△	0	0
町村小計	0	0	0	1	1	31	1	5	0	5	31	31	24	0	31	障害者歯科診療(1)	歯科診療室あり(1) 歯科診療室なし(19)	設置(1) 未設置(18)	0	0

(5) 令和5年度歯科口腔保健医療に関する実態調査結果

①学齢・青年期

調査結果の概要

- (1) 調査対象：県内 60 市町村
回答数：40 市町村 (66.7%)
- (2) 調査結果
- ・ 小学校で現在実施しているむし歯予防の取組は、「養護教諭によるむし歯予防の授業や歯みがき指導」が最多で、26 市町村が実施していると回答した。
 - ・ 小学校での集団フッ化物洗口を実施している市町村に対して、導入するにあたっての課題を質問したところ、「実施時間の確保」と「実施に係る教職員の負担の軽減」が多く挙げられた。課題の達成にあたっての取組としては、「歯科医師会等の専門団体との協力体制の構築」や「教職員説明会の実施」等が挙げられた。
 - ・ 一方、小学校での集団フッ化物洗口の導入を行っていない市町村も含めて、導入（拡大）を検討した場合、課題と考えられることを質問したところ、「実施経費・時間の確保」、「安全性等に対する保護者・教職員の不安の解消」、「実施に係る教職員の負担の軽減」がそれぞれ約 30 市町村から挙げられた。
 - ・ 過去に実施し、現在は実施していないむし歯予防の取組としては、「昼食後等の歯みがき」が最多で、16 市町村が回答した。そのうち、14 市町村が中止した理由に、「コロナの影響」を挙げている。
 - ・ むし歯予防の取組を実施するにあたり、県に期待することとしては、「経費の助成」が最多で 29 市町村が回答した。他には、「マニュアルの整備」、「実施校への歯科医師や歯科衛生士の派遣」がそれぞれ 21 市町村から挙げられた。
 - ・ 本県が実施している「学童期フッ化物洗口導入促進事業」について質問したところ、「今後も活用（検討）する予定はない」が最多で、25 市町村が回答した。
活用しない理由としては、22 市町村が「洗口事業を実施する予定がないから」と回答している。

②成人期

調査結果の概要

- (1) 調査対象：令和4年度歯周病予防研修会実施事業所従業員 279 人
回答者数 94 人（回答率 33.7%）
- (2) 調査結果
- ・ 令和4年度歯周病予防研修会実施事業所従業員のうち、87.2%の従業員が参加した。
参加しなかった従業員にその理由を質問したところ、「予定が合わなかった」と回答した従業員が 58.3%であった。
 - ・ 研修会前の1日の歯磨き回数が2回以下と回答した参加者のうち、20.4%が研修会後に歯磨き回数が増えたと回答していた。
 - ・ 研修会参加前と比べて、65.9%の参加者が「歯磨きの際に歯や歯ぐきの境目を意識して磨くようになった」と回答した。
 - ・ 研修会后、歯間ブラシやデンタルフロス（糸ようじ）を使うようになったと回答した参加者は 31.7%であった。
 - ・ 研修会参加者のうち参加がきっかけとなり、歯科受診または受診予約を行った参加者は 14.6%であった。一方、研修会参加後も 36.6%の参加者が受診も予約もしていないと回答した。その理由は、「時間がない」が最多で 80.0%であった。

③要介護者

調査結果の概要

(1) 調査対象：県内の高齢者施設（施設系サービス、居住系サービス）の計1,168施設
回答施設数 583施設（回答率 50.0%）

施設系サービス	317施設
居住系サービス	266施設

(2) 調査結果

【施設系サービス】

- ・ 令和4年度にオンラインで実施した「福岡県口腔ケア定着促進事業研修会」を受講していない施設は83.0%であり、その理由としては、「研修会について知らなかった（44.3%）」「時間がなかった（38.9%）」といった回答が多かった。
- ・ 歯科衛生士（常勤又は非常勤）が勤務している施設は15.7%であった。
- ・ 口腔ケアを実施している施設は99.7%で、実施していない施設は、「マンパワー不足」のため未実施であった。
- ・ 口腔ケアの従事者は、「介護職員」が49.0%と最も多く、「介護福祉士」が34.0%、「歯科衛生士」が7.0%であった。
- ・ 標準的には、毎日口腔ケアを実施しており、1回あたりの平均時間では3分未満、1日あたりの回数は3回以上が最も多かった。
- ・ 口腔ケアの内容では、「歯磨き」が99.1%、「うがい」が94.6%で、「舌みがき」は62.8%であった。
- ・ 各入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理を実施している施設は45.4%であり、25.6%の施設は「マンパワー不足」、「ノウハウ不足」、「書類作成が面倒・作成方法がわからない」といった理由で実施していない。
- ・ 歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が定期的な口腔ケアを実施し、介護職員に対して技術的な助言や指導を行い、「口腔衛生管理加算」を算定している施設は39.2%であった。実施していない理由は、「マンパワー不足」、「ノウハウ不足」、「収支が合わない」といった回答であった。
- ・ 定期的な歯科健診を実施している施設は44.2%であるが、55.8%の施設は「マンパワー不足」、「経費がかかる」、「ノウハウ不足」といった理由で実施していない。
(施設系サービス及び居住系サービスにおける過去1年間の歯科健診実施率は46.8%であった。)

【居住系サービス】

- ・ 令和4年度にオンラインで実施した「福岡県口腔ケア定着促進事業研修会」を受講していない施設は90.0%であり、その理由としては、「時間がなかった（44.2%）」「研修会について知らなかった（39.2%）」といった回答が多かった。
- ・ 歯科衛生士（常勤又は非常勤）が勤務している施設は4.5%であった。
- ・ 口腔ケアを実施している施設は99.6%で、実施していない施設は、「ノウハウ不足」のため未実施であった。
- ・ 口腔ケアの従事者は、「介護職員」が70.0%と最も多く、「介護福祉士」が25.0%、「歯科衛生士」が2.0%であった。
- ・ 標準的には、毎日口腔ケアを実施しており、1回あたりの平均時間では3分未満、1日あたりの回数は3回以上が最も多かった。
- ・ 口腔ケアの内容では、「歯磨き」が99.6%、「うがい」が96.6%で、「舌みがき」は47.4%であった。
- ・ 各入所者の状態に応じた計画的な口腔衛生の管理体制を整備し、「口腔衛生管理体制加算」を実施している施設は45.5%であり、54.5%の施設は「収支が見合わない」、「マンパワー不足」、「ノウハウ不足」といった理由で実施していない。
- ・ 定期的な歯科健診を実施している施設は50.0%であるが、実施していない施設は「ノウハウ不足」、「マンパワー不足」といった理由を挙げている。
(施設系サービス及び居住系サービスにおける過去1年間の歯科健診実施率は46.8%であった。)

④障がい者（児）

調査結果の概要

(1) 調査対象：県内の障がい者（児）入所施設の計 155 施設

回答施設数 83 施設（回答率 53.5%）

(2) 調査結果

- ・ 令和4年度にオンラインで実施した「福岡県障がい者（児）施設口腔ケア支援事業研修会」を受講していない施設は 63.9%であり、その理由としては、「時間がなかった（37.7%）」「研修会について知らなかった（26.4%）」といった回答が多かった。
- ・ 口腔ケアを実施している施設は 94.0%で、実施していない施設は、「マンパワー不足」を理由として挙げていた。
- ・ 歯科衛生士（常勤又は非常勤）が勤務している施設は 36.1%であった。
- ・ 口腔ケアの従事者は、「生活支援員」が 73.1%と最も多かった。
- ・ 標準的には1日3回口腔ケアを実施しており、1回あたりの平均時間では3分未満が最も多かった。
- ・ 口腔ケアの内容では、「歯磨き」が 92.8%で最も多く、次に多いのが「うがい」の 78.3%であった。
- ・ 定期的な歯科健診を実施している施設は 78.3%であるが、21.7%の施設は「マンパワー不足」、「訪問診療を行っているため」といった理由で実施していない。
- ・ フッ化物を利用したむし歯予防の取組を実施しているかという質問に対しては、「行っていない」と回答した施設が 77.1%であった。一方で、フッ化物洗口や塗布を行っている施設は 15.7%であった。

(6) 福岡県内の無歯科医地区一覧

二次医療圏	市町村	無歯科医地区		世帯数	人口
		地区名	準じる地区		
福岡・糸島	福岡市		小呂島	72	157
	糸島市		姫島	51	150
粕屋	新宮町	相島		126	232
宗像	宗像市	地島		60	135
			大島	305	567
朝倉	朝倉市		高木	114	214
	筑前町	三箇山		28	57
八女・筑後	八女市	東		194	395
		剣持		61	149
		田代		139	327
		上鹿子尾		104	247
		上辺春		349	778
		下横山		117	256
		上郷		53	102
		古塚・鹿里		26	57
			木屋	655	1557
飯塚	嘉麻市	桑曲		23	53
		八木山		183	342
		弥山		42	98
田川	添田町	深倉		62	112
		上津野		80	172
北九州	北九州市	藍島		101	191
			馬島	13	26
京築	みやこ町	犀川帆柱		29	50
			犀川燈畑	18	44
	上毛町	西友枝1区		34	61
	築上町	真如寺		42	83
		極楽寺		38	69
		寒田		88	156
計		22	7	3,207	6,837

(7) 休日の歯科保健医療体制表（令和4年度）

休日の歯科診療は、各地域の口腔保健センターや在宅当番医制等により実施されています。

二次医療圏	歯科医師会	在宅当番制					口腔保健センター等				
		当番診療所数	日・祝日	ゴールデンウィーク	盆	年末・年始	名称	日・祝日	ゴールデンウィーク	盆	年末・年始
福岡系	福岡市	—					福岡口腔保健センター歯科急患診療所	○	○	○	○
	糸島	—					糸島口腔保健センター 歯科休日急患診療所	○	○	○	○
粕屋	粕屋	—					粕屋中南部休日診療所	○	○	○	○
宗像	宗像	2		○	○	○					
筑紫	筑紫	—					口腔保健センターちくし 休日急患歯科診療所	○	○	○	○
朝倉	朝倉	1	○	○	○	○	—				
久留米	久留米	1	○	○ (2)		○ (2)	—				
	小郡三井	1		○	○	○	—				
	浮羽	1		○	○	○	—				
	大川三潯	1		○	○	○	—				
有明	柳川山門	1		○	○	○	歯科保健センター診療所	○			
	大牟田	1	○	○	○	○	—				
八女後	八女筑後	1	○	○ (2)	○ (2)	○ (2)	—				
飯塚	飯塚	1		○	○	○	—				
直方鞍手	直方	1	○	○	○	○	筑豊口腔保健センター (心身障害者対応、毎週土曜日)				
田川	田川	1		○		○	—				
北九州	遠賀中間	1		○	○	○	—				
	北九州市	7				○	北九州市立夜間・休日急患センター	○	○	○	○
京築	京都	—					行橋京都休日・夜間急患センター	○	○	○	○
	豊前築上	—					豊築休日急患センター	○	○	○	○

(数字) は当番診療所数を示します。

(8) 関係機関一覧

1. 歯科医師会

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
福岡県歯科医師会	810-0041	福岡市中央区大名 1-12-43	092-771-3531	092-771-2988
福岡市歯科医師会	810-0041	福岡市中央区大名 1-12-43	092-781-6321	092-781-6512
糸島歯科医師会	819-1119	糸島市前原東 2-7-52	092-324-3220	092-324-3483
粕屋歯科医師会	810-0041	福岡市中央区大名 1-12-43	092-712-1764	092-741-9977
宗像歯科医師会	811-3434	宗像市大字村山田 175-1	0940-36-7160	0940-36-6872
筑紫歯科医師会	816-0802	春日市春日原北町 1-3-6	092-572-8211	092-572-6242
朝倉歯科医師会	838-0067	朝倉市牛木 293-1	0946-21-0799	0946-21-0832
久留米歯科医師会	830-0013	久留米市櫛原町 98	0942-32-7063	0942-32-7071
小郡三井歯科医師会	838-0141	小郡市小郡 278-9	0942-72-8770	0942-72-8776
浮羽歯科医師会	839-1321	うきは市吉井町八和田 872-1	0943-75-4563	0943-75-4938
大川三潯歯科医師会	830-0405	三潯郡大木町横溝 3346-1	0944-33-2215	0944-33-2231
八女筑後歯科医師会	834-0031	八女市本町 774	0943-24-4829	0943-22-5121
大牟田歯科医師会	836-0843	大牟田市不知火町 2-149	0944-55-2211	0944-54-3171
柳川山門歯科医師会	832-0815	柳川市三橋町白鳥 642-8	0944-74-1333	0944-74-1336
飯塚歯科医師会	820-0068	飯塚市片島 3-11-29	0948-22-2124	0948-22-7554
直方歯科医師会	822-0034	直方市大字山部 759-1	0949-22-2408	0949-22-2409
田川歯科医師会	825-0002	田川市大字伊田 2713-44	0947-42-3095	0947-46-3155
北九州市歯科医師会	802-0077	北九州市小倉北区馬借 1-7-1	093-513-3650	093-513-3651
門司歯科医師会	801-0851	北九州市門司区東本町 2-3-10	093-321-6886	093-321-6887
小倉歯科医師会	803-0814	北九州市小倉北区大手町 11-6	093-581-0550	093-582-8783
戸畑歯科医師会	804-0082	北九州市戸畑区新池 2-1-39	093-871-5185	093-882-5932
若松歯科医師会	808-0035	北九州市若松区白山 1-1-20	093-771-4049	093-771-4116
八幡歯科医師会	805-0069	北九州市八幡東区前田 3-3-15	093-681-4131	093-681-4138
遠賀中間歯科医師会	807-0046	遠賀郡水巻町吉田西 2-1-10	093-202-1460	093-201-6859
京都歯科医師会	824-0031	行橋市西宮市 5-1-5	0930-24-7777	0930-25-2275
豊前築上歯科医師会	828-0021	豊前市大字八屋 2015-1-2F	0979-82-4114	0979-82-2214

2. 歯科衛生士会

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
福岡県歯科衛生士会	810-0041	福岡市中央区大名 1-12-43	092-741-6512	092-406-9200

3. 歯科技工士会

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
福岡県歯科技工士会	810-0041	福岡市中央区大名 2-10-2	092-751-0104	092-752-4468

4. 学校歯科医会

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号	F A X 番号
福岡県学校歯科医会	810-0041	福岡市中央区大名 1-12-43	092-714-4627	092-714-7599
福岡市学校歯科医会	810-0041	福岡県福岡市中央区大名 1-12-43	092-781-6321	092-781-6512

5. 歯科大学等

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
九州歯科大学	803-8580	北九州市小倉北区真鶴 2-6-1	093-582-1131
九州大学 歯学研究院 歯学府 歯学部	812-8582	福岡市東区馬出 3-1-1	092-641-1151
福岡歯科大学	814-0193	福岡市早良区田村 2-15-1	092-801-0411
福岡大学病院 歯科口腔外科	814-0180	福岡市城南区七隈 7-45-1	092-801-1011
久留米大学医学部 歯科口腔医療センター	830-0011	久留米市旭町 67	0942-31-7577
産業医科大学病院 歯科口腔外科	807-8555	北九州市八幡西区医生ヶ丘 1-1	093-603-1611

6. 歯科技工士養成施設

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
九州歯科技工専門学校 歯科技工士本科	820-0044	飯塚市横田 770-1	0948-24-6400
福岡メディカル専門学校 歯科技工士科	812-0044	福岡市博多区千代 4-32-1	092-651-8001

7. 歯科衛生士養成施設

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
九州歯科大学歯学部 口腔保健学科	803-8580	北九州市小倉北区真鶴 2-6-1	093-582-1131
福岡医療短期大学 歯科衛生学科	814-0193	福岡市早良区田村 2-15-1	092-801-0439
久留米歯科衛生専門学校	830-0013	久留米市櫛原町 98	0942-34-6116
博多メディカル専門学校 歯科衛生士科	812-0044	福岡市博多区千代 4-32-1	092-651-8034
福岡歯科衛生専門学校	810-0041	福岡市中央区大名 1-12-43	092-751-5827
美萩野保健衛生学院 歯科衛生士学科	802-0062	北九州市小倉北区片野新町 2-5-28	093-931-8666
福岡医健・スポーツ専門学校 歯科衛生士科	812-0032	福岡市博多区石城町 7-30	0120-717-261
九州医療スポーツ専門学校 歯科衛生学科	802-0077	北九州市小倉北区馬借 1-1-2	093-531-5331
福岡医療専門学校 歯科衛生科	814-0005	福岡市早良区祖原 3-1	092-833-6120

8. 口腔保健センター及び歯科休日診療所等

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
筑豊口腔保健センター 歯科診療所	822-0034	直方市大字山部 759-1	0949-22-2408
糸島口腔保健センター 歯科休日急患診療所	819-1119	糸島市前原東 2-7-52	092-324-4317
口腔保健センターちくし 休日急患歯科診療所	816-0802	春日市春日原北町 1-3-6	092-571-0118
歯科保健センター診療所	832-0815	柳川市三橋町白鳥 642-8	0944-74-1333
行橋京都 休日・夜間急患センター	824-0002	行橋市東大橋 2-9-1	0930-26-1399
豊築休日急患センター	828-0021	豊前市大字八屋 1776-4 豊築メディカルセンター内	0979-82-8820
粕屋中南部休日診療所	811-2501	糟屋郡久山町大字久原 3168-1	092-652-3119
福岡口腔保健センター 歯科急患診療所	810-0041	福岡市中央区大名 1-12-43	092-752-0648
北九州市立 夜間・休日急患センター	802-8560	北九州市小倉北区馬借 1-7-1	093-522-9999

(9) 歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

第七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年法律第九十五号)

(目的)

第一条 この法律は、口腔の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(10) 福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例

福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例

(平成二十五年三月二十九日福岡県条例第十六号)

(目的)

第一条 この条例は、口腔の健康が県民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、県民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、福岡県における歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって県民保健の向上に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 県民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔及びその機能の状態並びに歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

(県の責務)

第三条 県は、前条の基本理念にのっとり、国及び市町村との連携を図りつつ、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、歯科口腔保健の推進に当たっては、市町村との連携並びに歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者（以下「歯科医療等業務従事者」という。）並びに保健、医療（歯科医療を除く。）、社会福祉、労働衛生、教育その他の分野における関連業務に従事する者及びこれらの業務を行う団体（以下「保健等業務従事者等」という。）との協力に努めるものとする。
- 3 県は、市町村、事業者及び医療保険者（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七条第七項に規定する医療保険者をいう。）が行う歯科口腔保健に関する取組を効果的に推進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(歯科医療等業務従事者等の責務)

第四条 歯科医療等業務従事者は、歯科口腔保健に資するよう、保健等業務従事者等との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 保健等業務従事者等は、それぞれの業務において歯科口腔保健の推進に努めるとともに、その推進に当たっては、国及び市町村と協力し、歯科医療等業務従事者と連携し、並びに県が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その使用する労働者に対する歯科に係る検診（以下「歯科検診」という。）及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。
- 4 医療保険者は、被保険者及びその被扶養者に対する歯科検診及び歯科保健指導の機会の確保その他の歯科口腔保健に関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第六条 県は、歯科口腔保健を推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- 一 歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発その他の歯科口腔保健に関する県民の意識を高めるための運動を促進するために必要な事項

- 二 生涯にわたって科学的根拠に基づき行うむし歯予防その他の健全な口腔状態の向上を図るために必要な事項
- 三 成人期における糖尿病等の生活習慣病に関連した歯周疾患その他の歯周疾患の予防を図るために必要な事項
- 四 高齢期における摂食嚥下障害の予防その他の口腔機能の維持向上を図るために必要な事項
- 五 妊産婦である期間における健全な口腔状態の維持を図るために必要な事項
- 六 県民が定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることの勧奨その他の必要な事項
- 七 障害者、介護を必要とする高齢者等が、定期的に歯科検診を受け、及び必要に応じて歯科保健指導又は歯科医療を受けることができるようにするために必要な事項
- 八 歯科口腔保健を担う人材の確保及びその資質の向上に関する事項
- 九 離島及びへき地における歯科口腔保健の提供体制を確保するために必要な事項
- 十 災害時における歯科口腔保健の提供体制の整備等に必要な事項
- 十一 歯科口腔保健に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な事項
- 十二 前各号に掲げるもののほか、歯科口腔保健を推進するため必要な事項

(歯科口腔保健推進計画の策定)

- 第七条 知事は、前条に定める基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成二十三年法律第九十五号）第十三条第一項に規定する計画として、歯科口腔保健の推進に関する計画（以下「歯科口腔保健推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 知事は、おおむね五年ごとに歯科口腔保健推進計画を見直すものとする。
 - 3 知事は、前二項の規定により歯科口腔保健推進計画を策定し、又は見直したときは、これを県民に公表するものとする。

(啓発週間)

- 第八条 県は、県民が歯科口腔保健についての関心と理解を深めるとともに、積極的に歯科口腔保健に関する取組を行うことができるようにするため、歯科口腔保健啓発週間を設ける。

(財政上の措置等)

- 第九条 県は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に策定されている福岡県における歯科口腔保健に係る対策の根幹をなす計画は、第七条第一項の規定により策定された歯科口腔保健推進計画とみなす。

(11) 福岡県歯科保健医療推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 福岡県における歯科保健医療に係る計画の策定及び推進に関する事項を協議するため、福岡県歯科保健医療推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項を協議する。

- (1) 福岡県における歯科保健医療に係る計画の策定及び推進に関すること
- (2) その他歯科保健医療事業の推進に関すること

(委員)

第3条 協議会の委員は、20名以内とする。

2 委員は、次に掲げる者の中から知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 歯科保健医療関係団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他知事が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

3 会長は会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長になる。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 協議会は、第2条に掲げる事項についての専門的又は基礎的事項を検討するため専門部会を設けることができる。

2 専門部会は、会長が指名する者をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、福岡県保健医療介護部健康増進課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成28年9月27日から施行する。

福岡県歯科保健医療推進協議会名簿

始期： 令和4年7月21日

終期： 令和6年7月20日

	氏名	所属	役職名
1号	福泉 隆喜	公立大学法人九州歯科大学	九州歯科大学附属病院 病院教授
	戸次 鎮史	公益社団法人福岡県医師会	常任理事
	大部 正代	公益社団法人福岡県栄養士会	会長
	作本 和美	公益社団法人福岡県看護協会	副会長
	三原 富子	福岡県食生活改善推進連絡協議会	会長
2号	江里 能成	公益社団法人福岡県歯科医師会	会長
	川端 貴美子	公益社団法人福岡県歯科医師会	専務理事
	平瀬 久義	一般社団法人福岡県学校歯科医会	会長
	岡留 朝子	一般社団法人福岡県歯科衛生士会	会長
	山田 順一	一般社団法人福岡県歯科技工士会	会長
3号	石橋 徹	福岡県市長会	事務局長
	星井 寿俊	福岡県町村会	事務局長
	唐木 敦子	福岡県保健所長会	副会長
	森 秀二	福岡県市町村教育委員会連絡協議会	川崎町教育委員会 教育長
4号	徳永 秀昭	社会福祉法人福岡県社会福祉協議会	常務理事
	田川 大介	西日本新聞社	取締役 編集局長
	張替 剛	福岡県弁護士会	弁護士
	野崎 良志美	福岡県生活協同組合連合会	エフコープ生活協同組合 組合員理事
	小山 英嗣	福岡県国民健康保険団体連合会	常務理事
	鬼頭 良典	福岡県PTA連合会	副会長

1号： 設置要綱 第3条2（1）学識経験者

2号： 設置要綱 第3条2（2）歯科保健医療関係団体の役職員

3号： 設置要綱 第3条2（3）関係行政機関の職員

4号： 設置要綱 第3条2（4）その他知事が必要と認める者

(12) 福岡県歯科口腔保健推進計画専門部会設置要領

(目的)

第1条 歯科口腔保健を取り巻く現状や課題などを踏まえ、「福岡県歯科口腔保健の推進に関する条例」に基づく「福岡県歯科口腔保健推進計画」の進捗確認・評価や見直しを行い、着実に推進することを目的として、福岡県歯科保健医療推進協議会に「福岡県歯科口腔保健推進計画専門部会」を設置する。

(組織)

第2条 専門部会は、次に掲げる機関の代表者等（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 福岡県歯科医師会
- (2) 福岡県学校歯科医会
- (3) 福岡県歯科衛生士会
- (4) 福岡県歯科技工士会
- (5) 九州歯科大学
- (6) 九州大学大学院歯学研究院
- (7) 福岡歯科大学
- (8) 福岡県市長会
- (9) 福岡県町村会
- (10) 福岡県教育庁
- (11) 福岡県保健所長会

(協議事項)

第3条 専門部会は、「福岡県歯科口腔保健推進計画」の策定及び見直しに関する事項を協議する。

(会員)

第4条 専門部会は、会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選とする。

(会議)

第5条 専門部会は必要の都度、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 専門部会の委員の任期は、任命の日から令和6年3月31日までとする。

(事務局)

第7条 専門部会の庶務を処理するため、福岡県保健医療介護部健康増進課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、専門部会において別途定める。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行する。

福岡県歯科口腔保健推進計画専門部会名簿

(五十音順)

氏名	所属	役職名
鬼丸 良輝	福岡県教育庁教育振興部 体育スポーツ健康課	課長補佐
加来 弘志	一般社団法人福岡県学校歯科医会	専務理事
梶原 浩	公益社団法人福岡県歯科医師会	理事
唐木 敦子	福岡県保健所長会	副会長
川端 貴美子	公益社団法人福岡県歯科医師会	専務理事
古賀 直子	一般社団法人福岡県歯科衛生士会	副会長
竹下 徹	九州大学大学院歯学研究院	教授
田中 照彦	福岡県市長会	北九州市保健福祉局 歯科医師
谷口 奈央	福岡歯科大学	教授
長田 聡	一般社団法人福岡県歯科技工士会	副会長
波多野 賢	福岡県町村会	次長
福泉 隆喜	公立大学法人九州歯科大学	病院教授

福岡県歯科口腔保健推進計画（第3次）

令和6年3月

福岡県保健医療介護部健康増進課

〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号

TEL 092-643-3270 FAX 092-643-3271

kenko@pref.fukuoka.lg.jp